

新旧対照表

変更前	変更後
<p>3 構造改革特別区域の範囲</p> <p>佐世保市の旧佐世保市区域、大村市、対馬市、<u>南高来郡北有馬町</u>及び南松浦郡新上五島町の全域並びに諫早市の旧多良見町区域</p>	<p>3 構造改革特別区域の範囲</p> <p>佐世保市の旧佐世保市区域、<u>島原市</u>、大村市、対馬市、<u>南島原市の旧北有馬町区域</u>及び南松浦郡新上五島町の全域並びに諫早市の旧多良見町区域</p>
<p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 構造改革特別区域計画の背景</p> <p>長崎県は47都道府県中最も離島の数が多く、その特殊な地理的条件や参入事業者が少ない等により福祉サービスの基盤整備が十分に進んでいない。</p> <p>特に児童デイサービス事業所に関しては、現在県下で<u>17</u>の事業所が存在するが、<u>12</u>市に<u>13</u>カ所、<u>20</u>町に<u>4</u>カ所といった状況である為、多くの在宅障害児が遠方の事業所に通うか若しくはサービスを利用できていない。</p>	<p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 構造改革特別区域計画の背景</p> <p>長崎県は47都道府県中最も離島の数が多く、その特殊な地理的条件や参入事業者数が少ない等により福祉サービスの基盤整備が十分に進んでいない。</p> <p>特に児童デイサービス事業所に関しては、現在県下で<u>39</u>の事業所が存在するが、<u>13</u>市に<u>36</u>カ所、<u>10</u>町に<u>3</u>カ所といった状況である為、多くの在宅障害児が遠方の事業所に通うか若しくはサービスを利用できていない。</p>
<p>6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>県下<u>32</u>市町の内、<u>18</u>の市町村において<u>知的障害者デイサービス事業所</u>の設置がなく、<u>19</u>市町村において児童デイサービス事業所の設置がない。</p> <p>このような状況をふまえ、長崎県下全域において当該事業の実施が望まれるものであるが、そのなかでも佐世保市の旧佐世保市区域、大村市、対馬市、<u>北有馬町</u>、新上五島町及び諫早市の旧多良見町区域においては、現在も私的に指定通所介護事業所を利用している障害者(児)が存在する等、利用者、保護者及び事業者の負担は大きく、当該事業の実施が急務である。</p> <p>これら<u>6</u>市町に関しては、早期の受入体</p>	<p>6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>県下<u>23</u>市町の内、<u>8</u>の市町において<u>障害者デイサービス事業所</u>(主たる対象者：<u>知的障害者</u>)の設置がなく、<u>9</u>の市町において児童デイサービス事業所の設置がない。</p> <p>このような状況を踏まえ、長崎県下全域において当該事業の実施が望まれるものであるが、そのなかでも佐世保市の旧佐世保市区域、<u>島原市</u>、大村市、対馬市、<u>南島原市の旧北有馬町区域</u>、新上五島町及び諫早市の旧多良見町区域においては、現在も私的に指定通所介護事業所を利用している障害者(児)が存在する等、利用者、保護者及び事業者の負担は大きく、当該</p>

変更前	変更後
<p>制を整えることが可能であり、なによりも利用者の要望が高いといったことから、この<u>6</u>市町を特区の範囲とし、その成果とその他の市町及び利用者等の意向を勘案しながら、今後も計画区域の拡大を図っていく。</p>	<p>事業の実施が急務である。</p> <p>これら<u>7</u>市町に関しては、早期の受入体制を整えることが可能であり、なによりも利用者の要望が高いといったことから、この<u>7</u>市町を特区の範囲とし、その成果とその他の市町及び利用者等の意向を勘案しながら、今後も計画区域の拡大を図っていく。</p>
<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>(1) 経済的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デイサービス事業の利用者が増加し、事業が活性化される <p>本特例措置の適用を受けることを想定している事業所においては、知的障害者<u>12</u>名、障害児<u>9</u>名の受入を見込んでいる。</p> <p>現在、特別区域計画の範囲である<u>6</u>市町においては、知的障害者<u>184</u>名障害児<u>153</u>名がデイサービス事業を利用しているが(平成17年9月実績)、本特例措置の適用により、知的障害者においては<u>19%</u>、障害児においては<u>4%</u>の利用率増が見込まれる。</p> <p>(別紙)</p> <p>4 特定事業の内容</p> <p>(1) 本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要</p> <p>佐世保市の旧佐世保市区域</p> <ul style="list-style-type: none"> c 指定通所介護事業所、<u>身体障害者デイサービス事業所</u>又は<u>知的障害者デイサービス事業所</u>において障害児を受入れる場合には、障害児関係施設からの技術的支援を受けること。 	<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>(1) 経済的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デイサービス事業の利用者が増加し、事業が活性化される <p>本特例措置の適用を受けることを想定している事業所においては、知的障害者<u>15</u>名、障害児<u>12</u>名の受入を見込んでいる。</p> <p>現在、特別区域計画の範囲である<u>7</u>市町においては、知的障害者<u>270</u>名、障害児<u>245</u>名がデイサービス事業を利用しているが(平成17年10月実績)、本特例措置の適用により、知的障害者においては<u>6%</u>、障害児においては<u>5%</u>の利用率増が見込まれる。</p> <p>(別紙)</p> <p>4 特定事業の内容</p> <p>(1) 本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要</p> <p>佐世保市の旧佐世保市区域</p> <ul style="list-style-type: none"> c 指定通所介護事業所、<u>デイサービス事業所</u>において障害児を受入れる場合には、障害児関係施設からの技術的支援を受けること。

変更前	変更後
<p>大村市</p> <p>ア</p> <p> c 指定通所介護事業所、<u>身体障害者デイサービス事業所</u>又は<u>知的障害者デイサービス事業所</u>において障害児を受入れる場合には、障害児関係施設からの技術的支援を受けること。</p> <p>イ</p> <p> c 指定通所介護事業所、<u>身体障害者デイサービス事業所</u>又は<u>知的障害者デイサービス事業所</u>において障害児を受入れる場合には、障害児関係施設からの技術的支援を受けること。</p> <p>ウ</p> <p> c 指定通所介護事業所、<u>身体障害者デイサービス事業所</u>又は<u>知的障害者デイサービス事業所</u>において障害児を受入れる場合には、障害児関係施設からの技術的支援を受けること。</p> <p><u>北有馬町</u></p> <p>ア・運営主体 社会福祉法人平和会</p> <p> ・所在地 <u>長崎県南高来郡北有馬町甲 3181-8</u></p> <p> ・施設名称 デイサービスセンター有馬荘</p> <p> ・所在地 <u>長崎県南高来郡北有馬町甲 3181-8</u></p> <p> c 指定通所介護事業所、<u>身体障害者デイサービス事業所</u>又は<u>知的障害者デイサービス事業所</u>において障害児を受入れる場合には、障害児関係施設からの技術的支援を受けること。</p>	<p>大村市</p> <p>ア</p> <p> c 指定通所介護事業所、<u>デイサービス事業所</u>において障害児を受入れる場合には、障害児関係施設からの技術的支援を受けること。</p> <p>イ</p> <p> c 指定通所介護事業所、<u>デイサービス事業所</u>において障害児を受入れる場合には、障害児関係施設からの技術的支援を受けること。</p> <p>ウ</p> <p> c 指定通所介護事業所、<u>デイサービス事業所</u>において障害児を受入れる場合には、障害児関係施設からの技術的支援を受けること。</p> <p><u>南島原市の旧北有馬町区域</u></p> <p>ア・運営主体 社会福祉法人平和会</p> <p> ・所在地 <u>長崎県南島原市北有馬町甲 3181-8</u></p> <p> ・施設名称 デイサービスセンター有馬荘</p> <p> ・所在地 <u>長崎県南島原市北有馬町甲 3181-8</u></p> <p> c 指定通所介護事業所、<u>デイサービス事業所</u>において障害児を受入れる場合には、障害児関係施設からの技術的支援を受けること。</p>

変更前	変更後
<p>新上五島町</p> <p>ア</p> <p> c <u>指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所又は知的障害者デイサービス事業所</u>において障害児を受入れる場合には、障害児関係施設からの技術的支援を受けること。</p> <p>イ</p> <p> c <u>指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所又は知的障害者デイサービス事業所</u>において障害児を受入れる場合には、障害児関係施設からの技術的支援を受けること。</p> <p>諫早市</p> <p> c <u>指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所又は知的障害者デイサービス事業所</u>において障害児を受入れる場合には、障害児関係施設からの技術的支援を受けること。</p> <p>対馬市</p> <p>ア</p> <p> c <u>指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所又は知的障害者デイサービス事業所</u>において障害児を受入れる場合には、障害児関係施設からの技術的支援を受けること。</p> <p>イ</p> <p> c <u>指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所又は知的障害者デイサービス事業所</u>において障害児を受入れる場合には、障害児関係施設からの技術的支援を受けること。</p>	<p>新上五島町</p> <p>ア</p> <p> c <u>指定通所介護事業所、デイサービス事業所</u>において障害児を受入れる場合には、障害児関係施設からの技術的支援を受けること。</p> <p>イ</p> <p> c <u>指定通所介護事業所、デイサービス事業所</u>において障害児を受入れる場合には、障害児関係施設からの技術的支援を受けること。</p> <p><u>諫早市の旧多良見町区域</u></p> <p> c <u>指定通所介護事業所、デイサービス事業所</u>において障害児を受入れる場合には、障害児関係施設からの技術的支援を受けること。</p> <p>対馬市</p> <p>ア</p> <p> c <u>指定通所介護事業所、デイサービス事業所</u>において障害児を受入れる場合には、障害児関係施設からの技術的支援を受けること。</p> <p>イ</p> <p> c <u>指定通所介護事業所、デイサービス事業所</u>において障害児を受入れる場合には、障害児関係施設からの技術的支援を受けること。</p>

変更前	変更後
以下 略	<p><u>島原市</u></p> <p><u>ア・運営主体 有限会社 オーロラ</u></p> <p><u>MT</u></p> <p><u>・所在地 長崎県島原市下宮町</u></p> <p><u>甲 2 4 6 3 番地 1</u></p> <p><u>・施設名称 デイサービスゆうゆう</u></p> <p><u>・施設所在地 長崎県島原市下宮町</u></p> <p><u>2 4 6 3 番地 1</u></p> <p><u>・施設種別 指定通所介護事業所</u></p> <p><u>・定員 23名</u></p> <p><u>・現在の平均利用者数 3名</u></p> <p><u>・本特例措置による利用者見込数</u></p> <p><u>6名(知的障害者3名・障害児</u></p> <p><u>3名)</u></p> <p><u>・要件適合性の確認</u></p> <p><u>a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3㎡以上であること。</u></p> <p><u>8.3㎡/人</u></p> <p><u>b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。</u></p> <p><u>・生活相談員1名 ・看護職員1名</u></p> <p><u>(兼務)・非常勤介護職員2名 ・機能訓練指導員1名(兼務)</u></p> <p><u>利用者の合算数が定員を超える受入れは行わないため、新たな職員の確保は要しない。</u></p>

変更前	変更後
<p>これら <u>10</u> の事業所は現在も私的に障害者の受け入れを行っているなど、当該事業の実施を強く望んでいる。特定事業の要件を満たし、利用者からのニーズも高いこれらの事業所で当該事業をスタートさせ、その成果をもとに実施事業所の拡大を図っていきたい。</p> <p>(2) 障害児関係施設から受ける技術的支援の内容</p> <p>佐世保市の旧佐世保市区域の「かしまえデイサービスセンター」では1日平均3名の障害児の受け入れを計画しているが、障害児を受け入れるにあたり、佐世保市が運営している児童デイサービス事業所「佐世保市こども発達センター」において職員の実習・研修を行い、障害児を適切に処遇するための知識及び技能の修得を図る。</p> <p>北有馬町の「デイサービスセンター有馬荘」では1日平均1名の障害児の受け入れを計画しているが、障害児を受け入れるにあたり、社会福祉法人 <u>八幡会</u> が運営する児童デイサービス事業所「<u>デイ雲</u>」において職員の実習・研修を行い、職員の資質向上を図る。</p>	<p><u>c 指定通所介護事業所、デイサービス事業所において障害児を受入れる場合には、障害児関係施設からの技術的支援を受けること。</u></p> <p><u>児童デイサービス事業所「島原市通園施設あいあい」において実習・研修会を行う。</u></p> <p>これら <u>11</u> の事業所は現在も私的に障害者の受け入れを行っているなど、当該事業の実施を強く望んでいる。特定事業の要件を満たし、利用者からのニーズも高いこれらの事業所で当該事業をスタートさせ、その成果をもとに実施事業所の拡大を図っていきたい。</p> <p>(2) 障害児関係施設から受ける技術的支援の内容</p> <p>佐世保市の旧佐世保市区域の「かしまえデイサービスセンター」では1日平均3名の障害児の受け入れを計画しているが、障害児を受け入れるにあたり、佐世保市が運営している児童デイサービス事業所「佐世保市こども発達センター」において職員の実習・研修を行い、障害児を適切に処遇するための知識及び技能の修得を図る。</p> <p>南島原市の旧北有馬町区域の「デイサービスセンター有馬荘」では1日平均1名の障害児の受け入れを計画しているが、障害児を受け入れるにあたり、社会福祉法人 <u>ほかにわ共和国</u> が運営する児童デイサービス事業所「<u>デイ雲</u>」において職員の実習・研修を行い、職員の資質向上を図る。</p>

変更前	変更後
<p>中略</p> <p>なお、大村市の「デイサービスほのぼのハウス」、「デイサービスセンター松原のさと」、「デイサービスセンターふる里」、新上五島町の「新上五島町デイサービスセンター芳寿荘」及び諫早市の旧多良見町区域の「デイサービスセンターなぎさ」においては、当分の間障害児の受入は行わない。</p> <p>技術的支援を行う障害児関係施設 略</p> <p>児童デイサービスセンター「<u>デイ雲</u>」 運営主体 <u>社会福祉法人 八幡会</u> 所在地 <u>南高来郡加津佐町甲 5 1 7 8</u> 施設種別 <u>児童デイサービスセンター</u> 定員 <u>10名</u> 略</p>	<p>中略</p> <p><u>島原市の「デイサービスゆうゆう」では1日平均3名の障害児の受け入れを計画しており、社会福祉法人島原社会福祉協議会が運営する「島原市通園施設 あいあい」において、職員の実習・研修を行い、職員の資質向上を図る。</u></p> <p>なお、大村市の「デイサービスほのぼのハウス」、「デイサービスセンター松原のさと」、「デイサービスセンターふる里」、新上五島町の「新上五島町デイサービスセンター芳寿荘」及び諫早市の旧多良見町区域の「デイサービスセンターなぎさ」においては、当分の間障害児の受入は行わない。</p> <p>技術的支援を行う障害児関係施設 略</p> <p>児童デイサービスセンター「<u>デイ雲</u>」 運営主体 <u>社会福祉法人 ほかにわ共和国</u> 所在地 <u>南島原市加津佐町甲 5 1 7 8</u> 施設種別 <u>児童デイサービスセンター</u> 定員 <u>10名</u> 略</p> <p><u>児童デイサービスセンター「島原市通園施設 あいあい」</u> 運営主体 <u>社会福祉法人 島原社会福祉協議会</u> 所在地 <u>島原市下川尻町 7 8 9 5</u> 施設種別 <u>児童デイサービスセンター</u> 定員 <u>10名</u></p>